

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かきつばた福祉会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下、役員とする）及び評議員の報酬等について定めるものである。

(報酬及び費用の額)

第2条 役員及び評議員の報酬は、勤務実態に応じて支給するものとし、その地位にあることのみによっては支給しない。

- 2 理事長の報酬額は、職員の給与水準を参考にする。
- 3 資格を必要とする役員の報酬額は、その職業の報酬水準を参考にする。
- 4 報酬の額は別表1のとおりとする。ただし、職員として給与を受ける場合は支給しない。
- 5 報酬の額には、法人本部までの往復交通費を含むものとする。
- 6 その他費用の精算は職員の就業規則に準じ、理事長の承認を得て支払う。

(計算期間)

第3条 報酬の計算期間は、毎月16日から15日までの期間で計算する。

(法定控除)

第4条 報酬の支払に際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

(報酬の支払い)

第5条 理事長の報酬は、毎月25日に指定する口座へ振り込む。

- 2 役員及び評議員の報酬は、その都度現金で支払うことを原則とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(規程の変更)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を必要とする。

(公表)

第8条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附則

(実施期日)

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

平成16年10月30日より実施の役員及び評議員の報酬等に関する規程は、これを廃止する。

別表1

区分	日額	月額上限	年間上限
理事長		400,000円	4,800,000円
理事	5,000円/1人		300,000円
監事	5,000円/1人		100,000円
評議員	5,000円/1人		210,000円

別表2

旅費	宿泊料	報酬1日	その他
実費	20,000円	5,000円	実費